

第 36 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件
 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（出産被保険者の保険料の減額）</p>	<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（出産被保険者の保険料の減額）</p>

第18条の4 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4～6 [略]

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

8 [略]

第18条の4 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4～6 [略]

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

8 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。